

## 法令

1. 労働安全衛生法は、最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転の業務には、フォークリフト運転技能講習を修了した者でなければ業務に就かせてはならないことを規定している。
2. 1トン未満のフォークリフトの運転の業務に就こうとする者に対しては、特別教育を行わなければならない。
3. フォークリフトには、1ヶ月を超えない期間ごとに行う月次検査と1年を超えない期間ごとに行う年次検査が必要である。
4. フォークリフトの年次検査は、一定の資格のある者による特定自主検査として実施しなければならない。
5. 自主検査を行った時は、①検査年月日 ②検査方法 ③検査箇所 ④検査の結果 ⑤検査を実施した者の氏名 ⑥検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときはその内容を記録し、3年間保存すること。
6. 技能講習修了証を滅失、又は損傷したときは、技能講習修了証の交付を受けた登録教習機関で技能講習修了証の再交付を受けなければならない。
7. 氏名を変更した者は、技能講習修了証の交付を受けた登録教習機関で技能講習修了証の再交付を受けなければならない。
8. 住所を変更した場合は、修了証の書換えの必要はない。
9. 事業者は、車両系運搬機械等を用いて作業を行うときは、当該作業の指揮者を定め、作業の指揮を行わせなければならない。
10. 事業者は、あらかじめ作業する場所の地形、地盤等に応じた適正な制限速度を定め、それにより作業を行わせなければならない。
11. 路肩、傾斜地で作業を行う場合において、転倒、転落のおそれがあるときは、指揮者を配置してフォークリフトを誘導させなければならない。
12. 運転者が、運転位置から離れるときは、フォーク等の荷役装置を最低降下位置に置かなければならない。
13. 運転者が座って操作する方式のフォークリフトにあつては、運転者の座席の上面からヘッドガードの上部わくの下面までの高さは、95センチメートル以上なければならない。
14. パレット等を使用するときは、積載する荷の重量に応じた十分な強度を有し、著しい損傷や変形、腐食がないか確認すること。
15. ヘッドガードの強度は、フォークリフトの最大荷重の3倍の値の等分布静荷重に耐えるものであること。
16. ヘッドガードの各開口の幅又は長さは、15センチメートル未満であること。
17. 事業者は、車両系運搬機械等に荷を積載するときは、偏荷重が生じないように積載すること。

18. フォークリフトの油圧装置は、油圧の過度の昇圧を防止するための安全弁を備えるものでなければならない。

19. 事業者は、フォークリフトに係る自主検査を行ったときは、当該フォークリフトの見やすい箇所に、特定自主検査を行った年月を明らかにすることができる検査標章をはり付けなければならない。

20. フォークリフトは、運転者の見やすい位置に、①運転者名 ②製造年月日又は製造番号 ③最大荷重 ④許容荷重 が表示されていなければならない。